

山鹿市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

山鹿市産後ケア事業実施要綱（令和4年山鹿市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「委託する」を「登録する」に改める。

第4条第1項の表中

「

日帰り型サービス（6時間）	午前10時から午後4時まで
日帰り型サービス（2時間）	午前9時から午後4時まで

を

」

「

日帰り型サービス	午前9時から午後4時まで
----------	--------------

に改める。

」

第7条中「に規定する決定通知」を削り、「、同項に規定する」を「、同項の」に改める。

第8条第1項中「に定める額を」を「の第3欄に定める額を産後ケア事業所に」に改め、同項に次の1項を加える。

- 3 市長は産後ケアの利用に要する費用を産後ケア事業所に支払うものとし、産後ケア事業者が産後ケアの利用に関し市長に請求することができる費用の額は、別表の第1欄に掲げる世帯種別及び同表の第2欄に掲げる事業区分の区分に応じ、同表の第4欄に定める基準額から、当該産後ケアの利用に関し利用者が第1項の規定により負担する費用に相当する額を控除した額とする。

第10条中「に規定する決定通知」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

世帯種別	事業区分		利用者負担額（1回当たり）	基準額（1回当たり）
市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯	宿泊型サービス		0円	33,000円
	日帰り型サービス	（6時間）		18,700円
		（5時間）		15,900円
		（4時間）		13,100円
		（3時間）		10,300円

		(2時間)		7,500円
	訪問型サービス	(2時間以内)		10,000円
市町村民税課 税世帯	宿泊型サービス		7,400円	33,000円
	日帰り型サービス	(6時間)	3,100円	18,700円
		(5時間)	2,300円	15,900円
		(4時間)	1,400円	13,100円
		(3時間)	600円	10,300円
		(2時間)	0円	7,500円
訪問型サービス	(2時間以内)	500円	10,000円	

備考 この表に定める利用者負担額が、同表の同一区分に応じた基準額の3割に相当する額から産後ケア事業に係る国庫補助金等の額を差し引いた額を上回る場合は、同表の規定にかかわらず、当該額を利用者負担額とする。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。